

基礎からわかる相続

大切な人を亡くした悲しみの中で取り組まなければならないのが相続です。多くの方にとっては初めての経験で、わからないことばかり、何から手をつけて、どこで何をすればいいのか戸惑います。今回は相続について基礎からご説明します。



財産と相続人を把握

相続は、遺言書がある場合と、ない場合では手続きが異なります。ここでは事例の多い「遺言書がない場

合」を解説します。

相続では、相続人が故人の財産全部について分け方を決め、受け継ぎます。ですから、まず①財産がどれだけあるのか②相続人がだれ

なのか、はっきりさせます。

財産を把握しないと、何を分ければよいかかわりませんし、相続人を把握しないと、だれと分ければよいかかわりません。

何が相続財産になるの？

相続財産とは、不動産、預貯金、株式、自動車、貴金属などです。借地権、借家権などの権利も含まれます。こうしたプラスの財産だけでなく、借金やまだ払っていない医療費、税金などマイナスの財産も相続します。一方、受取人が、配偶者や子供など特定の家族になっている生命保険は相続の対象になりません。

財産を正確に把握するために資料を集めましょう。

不動産については、家にある権利証を確認し、法務局で全部事項証明書（登記簿謄本）を取得します。

預貯金は通帳をチェック

相続財産	
プラス財産例	マイナス財産例
・土地・家屋	・借金
・預貯金	・ローン
・株式	・未払金
・現金	税金
・自動車	医療費
・貴金属	家賃
・借家権	水道光熱費

し、銀行に残高証明書を請求します。その銀行にある故人名義のすべての口座を教えてもらうこともできますので、知らなかった休眠口座が判明する場合があります。残高証明は、他の相続人の同意がなくても、相続

人1人で取得できます。株式についても証券会社に残高証明書を請求します。

借金が多ければ相続放棄も検討

遺産を調べて、プラスの財産よりマイナスの財産の方が多きときは、相続放棄が選択肢になります。相続放棄するとプラスの財産も受け取れなくなります。不動産や預金を受け取って、借金だけ放棄するといったことはできません。

相続放棄するなら、家庭裁判所に3カ月以内に申し出なければなりません。家族が亡くなった後はすべきことが多く、3カ月はあつという間に過ぎてしまいますので注意しましょう。

だれが法定相続人なの？

相続人になれる人は法律で決まっています。これを法定相続人といいます。自分たちで法定相続人を決めることはできません。

夫や妻は必ず相続人になります。そのほかは相続する順位があります。順位は①子供②父母③兄弟姉妹です。子供がいるときは子供が、子供がいない場合は父母が、子供がおらず父母が亡くなっているときは兄弟姉妹が相続人です。順位の高い人がいれば、後の順位

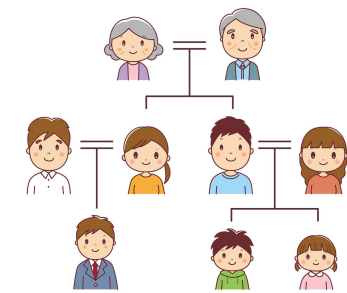
の人は相続人になりません。子供とその祖父母、おじ・おばと一緒に相続人になることはありません。

戸籍関係書類を取得

法定相続人がだれなのか確認し、法務局や銀行に客観的な資料で示すために、故人の出生から死亡までの戸籍謄本を取得します。全部集めると、5通前後になるケースが多いです。

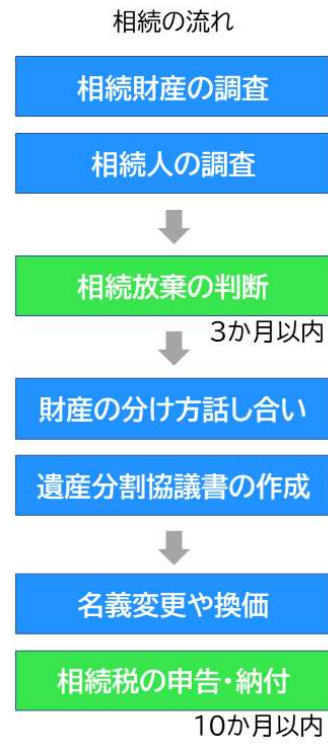
出生から死亡までの戸籍謄本が必要な理由は、新しい戸籍には、前の戸籍に書かれている内容の全部は転記されないからです。

戸籍謄本と呼ばれる書類の中には「全部事項証明書」「除籍謄本」「改製原戸籍」の3種類が含まれています。全部事項証明書は現在の



戸籍です。除籍謄本は、結婚や死亡などによって記載されている人が誰もいなくなったもの、改製原戸籍は、国が戸籍の形式を変える前の戸籍です。戦後では2回の改製がありました。

戸籍謄本の請求は、本籍地の市町村役場に出向いたり、郵送したりして請求します。マイナンバーカードを使ってオンライン申請やコンビニ取得ができる市町村があります。



法定相続人	
順位	法定相続人
常に	配偶者
第1順位	子供(まご)
第2順位	父母(祖父母)
第3順位	兄弟姉妹(おいめい)

法定相続分	
配偶者と子供の場合	
配偶者 1/2	子供 1/2

配偶者と父母の場合	
配偶者 2/3	父母 1/3

配偶者と兄弟姉妹の場合	
配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4

配偶者のみの場合	
配偶者 すべて	

財産はどう分けるの？

財産を分けるための話し合いを遺産分割協議といいます。財産は、相続人全員が同意しているのなら、どのようにでも分けることができます。逆に、相続人全員が同意していない分け方は無効です。名義替えなどを行う法務局や銀行が認めてくれません。

相続人が1人の場合は、遺産分割協議は不要です。

財産の分け方については、法律で定められた割合（法定相続分）がありますが、その通り分けなくてもかまいません。あくまで目安です。全員同じ割合でもいいですし、配偶者が全部取得して子供をゼロにしてもかまいません。事業をしている場合は、事業を引き継ぐ人が財産を多めに受け取ることもあります。

法定相続分通りだと、相続人みんなが納得しやすい

という面があります。法定相続分は、配偶者と子供の場合は、配偶者2分の1、子供2分の1です。配偶者と兄弟姉妹の場合は、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1になります。

財産の評価方法

相続人全員の同意があれば、財産をどのように評価してもかまいません。

不動産については、固定資産税評価額、相続税評価額、公示価格といった公的な価格や、市場で実際に売買される価格（実勢価格）を参考にします。実勢価格は、不動産業者が査定したり、不動産鑑定士が鑑定したりします。通常は、公的な価格より高くなります。

相続税の申告では、評価の仕方が決まっています。詳しくは税理士にお問い合わせください。

特別受益と寄与分を考慮

公平に分けるために、現在の財産を見るだけではなく▽生前にもらった分（特別受益）▽故人に尽くした分（寄与分）を考慮します。

特別受益にあたるものとしては、家を建てた時の援助、結婚の持参金、高額な教育費などがあります。相

続財産に特別受益分を足して、これを相続人で分けます。特別受益者の相続時の取り分は少なくなります。

寄与分としては、介護、看病、事業の手伝い、財産提供などがあります。相続財産から寄与分を差し引いて財産を分け、寄与した人については寄与分を足します。

裏面に続く

